

刈谷市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱

刈谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成17年12月1日施行）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の一環として、市民が行う創エネルギー・省エネルギー・蓄エネルギーの取組を積極的に支援することにより、環境保全に対する意識の高揚を図るため、住宅用地球温暖化対策設備（以下「設備」という。）の設置者に対し交付する刈谷市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象設備及び補助金の額等）

第2条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、次に掲げる設備のうち、集合住宅又は戸建住宅に設置するものとし、当該設備の仕様及び補助要件並びに補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

- （1）住宅用太陽光発電システム
- （2）家庭用燃料電池システム（以下「エネファーム」という。）
- （3）住宅用エネルギー管理システム（以下「HEMS」という。）
- （4）住宅用リチウムイオン蓄電システム
- （5）住宅用電気自動車等充給電システム
- （6）住宅用太陽熱利用システム
- （7）高性能外皮等

2 前項の規定にかかわらず、市の他の補助金等の交付を受けて設置する設備は、補助対象設備としない。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する者（市外に住所を有する者で、市内に自らが居住する住宅を新築、購入等するものを含む。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）次のいずれかに該当する者
 - ア 自らが居住する市内の住宅に補助対象設備を購入し、設置した者
 - イ 自らが居住する住宅を市内に新築する際に当該住宅に補助対象設備を購

入し、設置した者

ウ 自らが居住する目的で、販売を目的として市内に建築された補助対象設備が設置されている新築の住宅（以下「建売住宅」という。）を購入した者（以下「購入者」という。）。ただし、当該建売住宅における建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく検査済証の発出日の属する年度の翌年度の末日までに当該建売住宅の引渡しを受けた場合に限る。

（2）市が賦課徴収を行う税金を滞納していない者

（3）刈谷市暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないもの

2 補助対象設備に対する補助金の交付は、それぞれの補助対象設備について1棟につき1回とする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該場合の区分に応じ、当該各号に定める補助対象設備について、その世帯ごとに1回とする。

（1）同一棟内に複数の世帯が居住し、それぞれの世帯が電力受給契約を締結する場合 住宅用太陽光発電システム

（2）同一棟内に複数の世帯が居住し、それぞれの世帯が電気需給契約を締結する場合 エネファーム、HEMS、住宅用リチウムイオン蓄電システム及び住宅用電気自動車等充給電システム

（3）同一棟内に複数の世帯が居住し、それぞれの世帯が住宅用太陽熱利用システムを設置する場合又は同一棟内に複数の世帯が居住する目的で当該設備が複数設置されている住宅を購入する場合 住宅用太陽熱利用システム

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（購入者を除く。）は、補助対象設備に係る設置工事に着手する前に刈谷市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる補助対象設備の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、複数の補助対象設備の設置により、当該申請書に添えるべき書類が重複するときは、その部数を1部とすることができます。

（1）住宅用太陽光発電システム、エネファーム、住宅用リチウムイオン蓄電システム、住宅用電気自動車等充給電システム及び住宅用太陽熱利用システム
それぞれ当該設備に係る次に掲げる書類

- ア 工事請負契約書等（設置に要する費用が分かるもの）の写し
- イ 規格等が確認できる書類
- ウ 設置場所の案内図

（2）H E M S 当該設備に係る次に掲げる書類

- ア 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金（以下「愛知県補助金」という。）の交付対象となるH E M S であることが確認できる書類

- イ 前号ア及びウに掲げる書類

（3）高性能外皮等 当該設備に係る次に掲げる書類

- ア 国が実施する補助事業における補助金の交付決定通知書の写し等又は第三者機関による評価書等（断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6の基準に適合することが確認できるものに限る。）の写し

- イ 第1号ア及びウに掲げる書類

2 補助金の交付を受けようとする購入者は、建売住宅の引渡しを受ける前に前項の申請書に次の各号に掲げる補助対象設備の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、複数の補助対象設備の設置により、当該申請書に添えるべき書類が重複するときは、その部数を1部とすることができます。

（1）住宅用太陽光発電システム、エネファーム、住宅用リチウムイオン蓄電システム、住宅用電気自動車等充給電システム及び住宅用太陽熱利用システムそれぞれ当該設備に係る次に掲げる書類

- ア 当該建売住宅の売買契約書等（設置に要する費用が分かるもの）の写し
- イ 規格等が確認できる書類
- ウ 設置場所の案内図
- エ 建築基準法に基づく検査済証の写し

（2）H E M S 当該設備に係る次に掲げる書類

- ア 愛知県補助金の交付対象となるH E M S であることが確認できる書類
- イ 前号ア、ウ及びエに掲げる書類

（3）高性能外皮等 当該設備に係る次に掲げる書類

- ア 国が実施する補助事業における補助金の交付決定通知書の写し等又は第

第三者機関による評価書等（断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6の基準に適合することが確認できるものに限る。）の写し

イ 第1号ア、ウ及びエに掲げる書類

（計画変更の承認）

第5条 補助金の交付の決定を受けた者（前条第1項の規定により申請をした者に限る。）は、当該申請の内容の変更（設置の中止を含む。）をする場合は、あらかじめ刈谷市住宅用地球温暖化対策設備設置計画変更承認申請書（様式第2号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならぬ。

（実績報告）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、第4条の規定により申請書を提出する日の属する年度の末日までに、刈谷市住宅用地球温暖化対策設備設置実績報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる補助対象設備の区分に応じ当該各号に定める書類及び住民票の写しを添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、複数の補助対象設備の設置により、当該実績報告書に添えるべき書類が重複するときは、その部数を1部とすることができる。

（1）住宅用太陽光発電システム 当該設備に係る次に掲げる書類

ア 領収書（設置に要した費用が分かるもの）の写し

イ 設置が確認できる写真（設置後の住宅の全景、太陽電池モジュールの枚数及びHEMSの端末モニター等で別表に定める補助要件である連系が確認できるもの）

ウ 保証書の写し等

エ その他市長が必要と認める書類

（2）エネファーム 当該設備に係る次に掲げる書類

ア 前号ア及びウに掲げる書類

イ 設置が確認できる写真（設置後の住宅の全景、当該設備の設置及び当該設備本体に貼付されている型式番号（銘板）が確認できるもの）

ウ その他市長が必要と認める書類

（3）HEMS 当該設備に係る次に掲げる書類

ア 第1号ア及びウに掲げる書類

イ 設置が確認できる写真（端末モニター等で当該設備の起動が確認できるもの）

ウ その他市長が必要と認める書類

（4）住宅用リチウムイオン蓄電システム 当該設備に係る次に掲げる書類

ア 第1号ア及びウに掲げる書類

イ 設置が確認できる写真（設置後の住宅の全景、当該設備の設置及び端末モニター等で当該設備の起動が確認できるもの）

ウ その他市長が必要と認める書類

（5）住宅用電気自動車等充給電システム 当該設備に係る次に掲げる書類

ア 第1号ア及びウ並びに第2号イに掲げる書類

イ その他市長が必要と認める書類

（6）住宅用太陽熱利用システム 当該設備に係る次に掲げる書類

ア 第1号ア及びウに掲げる書類

イ 設置が確認できる写真（設置後の住宅の全景及び当該設備の設置が確認できるもの）

ウ その他市長が必要と認める書類

（7）高性能外皮等 当該設備に係る次に掲げる書類

ア 第1号アに掲げる書類

イ 設置後の住宅の全景が確認できる写真

ウ 国が実施する補助事業における補助金の確定通知書の写し等又は建築基準法に基づく検査済証の写し

エ その他市長が必要と認める書類

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

3 改正後の刈谷市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱（以下「改正

後の要綱」という。) 第3条第2項の規定の適用に当たっては、改正前の刈谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(以下「改正前の要綱」という。)又は第6項の規定による廃止前の同項第1号若しくは第3号に掲げる要綱の規定に基づきそれぞれ当該設備について補助金が交付されている場合は、改正後の要綱の規定に基づきそれぞれ当該設備について補助金の交付があつたものとみなす。

4 エネファームを購入し、設置する場合の改正後の要綱第3条第2項の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に設置工事請負契約を締結したエネファームについて適用し、同日前に設置工事請負契約を締結したエネファームについては、適用しない。

5 施行日の属する年度の前年度において改正前の要綱第5条第2項の規定によりされている認定及び交付されている認定通知書、次項の規定による廃止前の同項第2号に掲げる要綱第5条第2項の規定によりされている認定及び交付されている認定通知書並びに次項の規定による廃止前の同項第3号に掲げる要綱第5条第2項の規定によりされている認定及び交付されている認定通知書は、それぞれ当該設備について補助金の交付の申請がされていない場合に限り、改正後の要綱第4条第2項の規定によりされた認定及び交付された認定通知書とみなす。この場合において、改正後の要綱第5条第1項中「翌年度」とあるのは、「平成30年度」とする。

(刈谷市住宅用太陽熱利用システム設置費補助金交付要綱等の廃止)

6 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 刈谷市住宅用太陽熱利用システム設置費補助金交付要綱(平成18年4月1日施行)

(2) 刈谷市高効率エネルギーシステム設置費補助金交付要綱(平成27年4月1日施行)

(3) 刈谷市住宅用エネルギー管理システム設置費補助金交付要綱(平成27年4月1日施行)

附 則

(施行期日)

1 第1条による改正規定は平成31年4月1日から、第2条による改正規定及び

次項の規定は同年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条による改正後の刈谷市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の規定は、平成 31 年 10 月 1 日以後にされた刈谷市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 6 条第 1 項の規定による交付の申請及び第 2 項の規定による交付の申請に係る刈谷市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前にされた要綱第 6 条第 1 項の規定による交付の申請及び第 2 項の規定による交付の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、同年 3 月 30 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 5 年 4 月 1 日前に設置工事に着手した住宅用太陽熱利用システムに係る補助金については、改正前の刈谷市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）第 9 条及び第 10 条の規定並びに様式第 8 号は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の要綱第 9 条中「写し及び市税の完納を証する納税証明書」とあるのは「写し」と、改正前の要綱様式第 8 号中「下記」とあるのは「補助金の交付に当たり、市が税務資料の閲覧を行うことに同意の上、下記」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、同年 3 月 30 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の刈谷市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に設置工事に着手した設備に係る

補助金について適用する。

- 3 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に改正前の刈谷市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第4条第2項の規定により認定を受けた設備（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に引渡しを受けた販売を目的として市内に建築された新築の住宅に係るものに限る。）は、令和6年4月1日以後に設置工事に着手したものとみなす。
- 4 前項の規定の適用を受けた設備が設置されている販売を目的として市内に建築された新築の住宅を購入した者については、新要綱第3条第1項第1号ウに規定する購入者とみなし、新要綱第4条から第6条までの規定を適用する。この場合において、新要綱第4条第2項中「引渡しを受ける前に」とあるのは「令和7年3月31日前に」と、「次の各号に掲げる補助対象設備の区分に応じ当該各号に定める書類を」とあるのは「当該住宅の売買契約書等（補助対象設備の設置に要する費用が分かるもの）の写し及び改正前の刈谷市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知を受けた刈谷市住宅用地球温暖化対策設備認定通知書の写しを」とする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条、第6条関係）

補助対象設備	仕様及び補助要件	補助金の額
住宅用太陽光発電システム	<p>次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 太陽光発電による電気が、当該設備が設置される住宅において消費されるもの</p> <p>(2) 太陽電池の最大出力(システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計とする。)が50キロワット未満であるもの</p> <p>(3) 太陽電池モジュールが次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 一般財団法人電気安全環境研究所（以下「JET」という。）の太陽電池モジュール認証を受けたこと又はそれに準じた性能を持つこと。</p> <p>イ IEC規格に基づき、JETが認証したこと。</p> <p>ウ IECIEE-PV-FCS制度に加盟している海外認証機関の認証を受けたこと。</p> <p>(4) 設置前又は購入前において未使用のもので、リース品でないもの</p> <p>(5) 設置する同一棟内において他の補助対象設備と連系（HEMS及び住宅用リチウムイオン蓄電システムとの連系又はHEMS及び住宅用電気自動車等充給電システムとの連系に</p>	<p>当該設備の設置に要する費用の額（5万円に当該設備を構成する太陽電池の最大出力値（単位はキロワットとし、最大出力が3.0キロワットを超えるときは、3.0キロワットとする。）を乗じて得た額を限度とする。）とする。この場合において、算定した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>

	<p>限る。) をするものであって、第4条の規定による交付の申請を当該補助対象設備に係る当該申請と同時に若しくはそれ以後（同一年度内に限る。）に行うもの又は高性能外皮等を設置する同一棟内においてH E M Sと連系をするものであって、同条の規定による交付の申請を当該連系に係るそれらの設備に係る当該申請と同時に行うもの</p>	
エネファーム	<p>次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているもの</p> <p>(2) 設置前又は購入前において未使用のもので、リース品でないもの</p>	<p>当該設備の設置に要する費用の額とし、その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>この場合において、補助金の額は、10万円を限度とする。</p>
H E M S	<p>次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 愛知県補助金の交付対象となるもの</p> <p>(2) 設置前又は購入前において未使用のもので、リース品でないもの</p>	<p>当該設備の設置に要する費用の額とし、その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>この場合において、補助金の額は、2万円を限度とする。</p>
住宅用リチウムイオン蓄電池	次の各号のいずれにも該当するもの	当該設備の設置に要

ムイオン蓄電システム	<p>(1) 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの</p> <p>(2) 設置前又は購入前において未使用のもので、リース品でないもの</p>	<p>する費用の額とし、その額に 1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>この場合において、補助金の額は、15 万円を限度とする。</p>
住宅用電気自動車等充給電システム	<p>次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人性世代自動車振興センターにより登録されているもの</p> <p>(2) 設置前又は購入前において未使用のもので、リース品でないもの</p>	<p>当該設備の設置に要する費用の額とし、その額に 1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>この場合において、補助金の額は、5 万円を限度とする。</p>
住宅用太陽熱利用システム	<p>次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 集熱部と貯湯部の間を自然循環作用によって熱輸送を行い、給湯を行うシステム（自然循環型システム）</p> <p>イ 集熱器と蓄熱槽の間を強制循環によって熱輸送を行い、給湯及び暖房を行うシステム（強制循環型システム）</p> <p>ウ 集熱器で暖められた空気を集熱ファンによって強制的に室内に送風し、暖房するシステム（空気集熱</p>	<p>当該設備の設置に要する費用の額とし、その額に 1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>この場合において補助金の額は、次の各号に掲げるシステムの区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。</p> <p>(1) 自然循環型シ</p>

	<p>型システム)</p> <p>(2) 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けたもの</p> <p>(3) 設置前又は購入前において未使用のもので、リース品でないもの</p>	<p>ステム 25,000 円</p> <p>(2) 強制循環型システム及び空気集熱型システム 5万円</p>
高性能外皮等	<p>次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 国の補助事業における補助対象となる住宅として交付決定を受けた住宅又は断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6の基準に適合するものとして第三者機関による認証等を受けた住宅に係る高断熱外皮、空調設備、給湯設備（エネファームを除く。）及び換気設備（当該住宅の断熱等性能の向上又は一次エネルギー消費量の削減に寄与するものに限る。）</p> <p>(2) 設置前又は購入前において未使用のもので、リース品でないもの</p> <p>(3) 同一棟内において他の補助対象設備と連系（住宅用太陽光発電システム及びHEMSとの連系に限る。）をする住宅に設置するものであって、第4条の規定による交付の申請を当該補助対象設備に係る当該申請と同時に使うもの</p>	<p>当該設備の設置に要する費用の額とし、その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>この場合において、補助金の額は、10万円を限度とする。</p>

備考 住宅用太陽光発電システムと一体型の住宅用太陽熱利用システムは、第2条第1号及び第6号に掲げる補助対象設備として、補助金を併給することはできない。